

京都府専門分野別指導看護師養成補助事業実施要領

(趣旨)

第1条 知事は、特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を用いて水準の高い看護実践を行う者を育成するため、感染症に関する専門的知識と技術を有し施設の感染症対策を指導できる看護職員を養成する研修の受講に要する経費等について、京都府地域医療介護総合確保事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要領の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要領において「研修」とは、次の各号に掲げる研修をいう。

- (1) 公益社団法人日本看護協会が認定看護師教育機関として認定した施設（日本看護協会認定看護師規則第11条の規定に基づき認定した施設をいう。）が実施する認定看護師感染管理分野研修
- (2) 東京医療保健大学が実施する感染制御実践看護学講座
- (3) その他上記に類する研修であって知事が認める研修

(対象事業)

第3条 この補助金の補助対象となる事業は、京都府内の病院、診療所、介護医療院、介護老人保健施設、居宅サービス又は介護予防サービス事業を行う指定訪問看護事業所及びその他知事が認める事業所を設置する者（以下「補助事業者」という。）が、所属する看護職員の次に掲げる経費について負担した場合に、補助金を交付する事業とする。

- (1) 研修の受講に要する経費
- (2) 第2条第1項第1号の認定看護師認定審査に要する経費

(対象経費及び補助金の額)

第4条 前条に規定する経費は、別表第1に掲げる経費とし、予算の範囲内で補助する。

2 この補助金の額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表第1に定める補助基準額と対象経費の金額を比較して、少ない方の額を選定し、所要額とする。

(交付申請)

第5条 規則第5条に規定する申請書は、別記第1号様式によるものとし、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

2 交付決定前に事業に着手する場合は事前着手届（別記様式2）を提出するものとする。

(交付の条件)

第6条 第3条第1項第1号の経費について交付申請する場合、研修を受講した看護職員は、補助金の交付の決定を受けた年度の末日までに研修を修了しなければならない。研修を修了しなかった場合は、補助事業者は研修を修了しなかった者に係る補助金の全額を府へ返還しなければならない。

2 第3条第1項第1号の経費について交付申請する場合、研修を受講した看護職員が研修受講年度を含め3年度以内に認定審査または修了試験等に合格しなかったときは、補助事業者は補助金の全額を府へ返還しなければならない。

3 第3条第1項第2号の経費について交付申請する場合、認定審査を受験した看護職員は、補助金の交付の決定を受けた年度の末日までに認定審査に合格しなければならない。認定審査に合格しなかった場合は、補助事業者は不合格であった者に係る補助金の全額を府へ返還しなければならない。

4 補助事業者は当該看護職員が研修の修了又は認定を受けたときにはそれぞれ別紙により府へ報告しなければならない。

5 補助事業者は、当該補助金の交付を受けて研修を修了した看護職員に対し、京都府または他の医療機関等から研修会講師や技術指導の実施等について要請があった場合は、当該職員を派遣するよう努めなければならない。

(変更の申請)

第7条 規則第9条に規定する書類は、別記第2号様式によるものとし、補助事業者は、変更の理由発生後速やかに、知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第13条の規定による実績報告書は、別記第3号様式によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める。

2 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る仕入れ控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(別途通知)を知事あてに提出するものとする。なお、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を京都府に納付させることがある。

(書類の整備等)

第9条 補助事業者は、補助事業に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年9月28日から施行し、令和3年度から適用する。

この要領は、令和3年10月20日から施行し、令和3年度から適用する。

この要領は、令和4年9月5日から施行し、令和4年度から適用する。

別表第1（第4条関係）

基準額	対象経費
受講者1人あたり 700千円 ※ただし、同一の研修について1人の受講者に対する補助は1年度限りとする。	(1) 研修の受講に要する経費 (入学金、授業料、実習費、教材費、旅費、宿泊費等)
	(2) 第2条第1項第1号の認定看護師認定審査に要する経費 (認定審査料、認定審査受験に伴う旅費・宿泊費等) ※更新審査・延長審査に伴う経費は除く。

【別記 参照】

別記第1号様式（第4条関係）

（略）

別記第2号様式（第7条関係）

（略）

別記第3号様式（第8条関係）

（略）